

[事案 24-58] 契約無効確認請求

・平成 24 年 12 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人による虚偽の説明により契約したことを理由に、契約の取消しを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 10 月に定期保険特約付医療終身保険に加入し、平成 20 年 10 月に同種類の保険に転換した（解約済み）が、下記のとおり加入時に募集人に騙されたので、平成 17 年の契約および平成 20 年の転換契約を取消し、既払込保険料と受け取った解約返戻金の差額を支払ってほしい。

- (1) 平成 17 年当時加入していた他社の保険を「親切ではない」と言って不安がらせた。（主張 1）
- (2) 終身保険であると説明されていたのに、実際には違った。（主張 2）
- (3) 「ポイント制度がある」と言われて契約したが、実際にはポイント制度はなかった。（主張 3）

<保険会社の主張>

申立人の主張には客観的な裏付けがないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の請求の法的根拠を、詐欺による取消し（民法 96 条 1 項）または要素の錯誤による無効（民法 95 条）を主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容、および申立人からの事情聴取の内容に基づき審理した。審理の結果、下記の事実により、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

<主張 1 について>

- (1) 申立人は、事情聴取において、①当該他社の生命保険契約の内容自体を分かっていなかった、②親切でないと言われても、募集人に対し、何が親切でないのかと質問をしたことはない、と陳述している。募集人が本当にそのような発言をしたと認定するだけの証拠はなく、仮に、募集人がそのような発言をしたとしても、あまりに客観性・具体性に欠ける、主観的・抽象的な発言であって、これをもって、募集人が申立人を欺罔したと評価することはできない。
- (2) 仮に、募集人のそのような発言によって、申立人が、当該他社の保険が親切な保険だったのに、親切な保険ではないとの錯誤に陥ったとしても、あまりに主観的・抽象的な内容であって、法律論（要素の錯誤論）として取り上げることは到底困難と言わざるを得ない。なお、申立人が錯誤に陥ったとしても、それは動機の錯誤にとどまるもので、動機が表示されていない上、錯誤に陥ったことにつき、申立人には重大な過失があると言わざるを得ない。

<主張2について>

- (1) 平成 17 年加入の契約における、主契約と大部分の特約の保険期間は「終身」であり、保険期間が 11 年間とされているのは、女性入院特約・3 大疾病保障定期保険特約・疾病障害保障定期保険特約だけである。よって、主張 2 はその前提（平成 17 年加入の契約が終身保険ではないということ）を欠いていることになる。
- (2) なお、申立人は、事情聴取において、医療保険と分からなかったと陳述するが、提案書に基づき保障内容について説明を受けたことは認めており、陳述に矛盾が見られる。申立人は、当時の自身の状況から、あまり深く考えなかったと弁明するが、自己責任と言わざるを得ない。

<主張3について>

募集人が、ポイント制があると説明をしたと認定するだけの証拠はなく、仮に、申立人がポイント制があるとの錯誤に陥ったとしても、それは動機の錯誤にとどまるもので、動機が表示されていない上、ポイント制の有無は、生命保険契約において、契約上の重要な要素であるとはいうことができないため、契約を無効とするような「要素」の錯誤には当たらない。